

別表(第3条関係)

令和4年度省エネ対策用機器等導入補助金交付額一覧表

1. エコドライブ管理システム(EMS)用機器

(リース、買取り)

定額 (単位:円)

機器の種類(※1)	東京都トラック協会
EMS用機器	10,000

※1 補助対象となるEMS用機器は、別表に定めるものとする。

なお、解析ソフト、カードリーダー等の事務所用機器については、対象外とする。

2. ドライブレコーダー(DR)用機器

(リース、買取り)

定額 (単位:円)

機器の種類(※1)	東京都トラック協会
標準型・ 運行管理連携型	10,000

※1 補助対象となるDR用機器は、別表に定めるものとする。

なお、解析ソフト、カードリーダー等の事務所用機器については、対象外とする。

◎ EMS用機器及びDR用機器の補助については、1社合わせて15台まで(補助数制限)とする。また、他に国及び地方自治体等の補助があるときは、その補助額に応じ本補助金を減額することがある。

3. アイドリングストップ支援機器

(買取りのみ)

(単位:円)

機器の種類(※1)	東京都トラック協会
蓄熱マット等(※2)	上限 15,000(※3)

(リース、買取り)

(単位:円)

機器の種類(※1)	全日本トラック協会
エアヒータ	上限 60,000(※4)
車載バッテリー式 冷房装置	上限 60,000(※4)

<千円未満切り捨て>

※1 補助対象となる蓄熱マット等のアイドリングストップ支援機器は、別表に定めるものとする。

※2 電気式の毛布、マット又はベッドの外部電源対応機器は、対象外とする。

※3 東ト協の補助額は、導入する機器の価格(税別)の2分の1以内の額または上限額のいずれか少ない額とする。

※4 全ト協の助成額は、導入する機器の価格(税別)の2分の1以内の額または上限額のいずれか少ない額とする。(国の補助を受けた場合、全ト協助成は対象外)

◎ アイドリングストップ支援機器の補助について、蓄熱マット等の補助台数は、1社3個(補助数制限)までとし、エアヒータ及び車載バッテリー式冷房装置の補助台数については1社合計5台までとする。なお、蓄熱マット等の補助台数とエアヒータ及び車載バッテリー式冷房装置の補助数については重複しないものとする。

また、他に国及び地方自治体等の補助があるときは、その補助額に応じ本補助金を減額することがある。

4. 環境タイヤ(リトレッドタイヤ)

(単位:円)

種類(※1)	東京都トラック協会
環境タイヤ (リトレッドタイヤ)	上限 50,000(※2)

<千円未満切り捨て>

※1 補助対象となる環境タイヤ(リトレッドタイヤ)は、別表に定めるものとする。

※2 補助額は、環境タイヤ(リトレッドタイヤ)導入に係る金額(税別)の2分の1以内の額または上限額のいずれか少ない額とする。

◎ 環境タイヤ(リトレッドタイヤ)の補助については、補助数制限ではなく、50,000円を1社あたりの上限とし、申請は1回のみとする。